

情 報 開 示 書 類

(2008 年 度)

第 一 商 品 株 式 会 社

はじめに

当社は平成20年3月期（平成19年4月1日から平成20年3月31日）における会社概況、営業の状況及び経理等の状況につきましては、平成20年6月30日付けで関東財務局長宛に提出いたしました有価証券報告書を提出いたします。

また、下記の開示事項につきましては別紙において開示いたします。

- 1．会社の目的
- 2．営業所の状況
- 3．従業員の状況並びに外務員の登録状況
- 4．委託者に関する事項
- 5．苦情・紛争・訴訟に関する事項
- 6．財務比率
- 7．受託業務管理規則

1. 会社の目的

1. 商品取引所法の適用を受ける商品取引所の市場における上場商品の売買取引の受託
および媒介、取次、代理
2. 商品取引所法の適用を受ける商品取引所の市場における上場商品の売買
3. 有価証券の売買
4. 金、銀、白金、パラジウム等貴金属類の売買および媒介、取次、代理、リース、保管
5. 非鉄金属の売買および媒介、取次、代理
6. 経済および上場商品に関する情報の提供並びに出版業務
7. 有価証券の募集もしくは売出しの取扱または私募の取扱
8. 商品取引所法の適用を受ける上場商品の国外からの取次および受託業務
9. 金融商品取引法の適用を受ける金融商品取引所の市場における上場商品の受託、売買、売買の媒介、取次、代理
10. 原油、天然ガス、ガソリン、ナフサ等の石油製品の売買および媒介、取次、代理
11. 外国の商品取引所の市場における上場商品の受託、売買、売買の媒介、取次、代理
12. 店頭外国為替証拠金取引の受託、売買、売買の媒介、取次、代理
13. 金融商品取引法にもとづく第一種金融商品取引業
14. 金融商品取引法にもとづく第二種金融商品取引業
15. 上記各号に付帯する一切の業務

(注) 上記のうち _____ 線部分の事業は、現在行っておりません。

2 . 営業所の状況

名 称	所 在 地	電話番号
本社（本店）	東京都渋谷区神泉町9番1号	03-3462-8011
渋谷支店	東京都渋谷区神南一丁目20番15号	03-3463-6091
新宿支店	東京都新宿区歌舞伎町二丁目2番14号	03-3232-1061
六本木支店	東京都港区六本木六丁目1番20号	03-3423-4511
日本橋支店	東京都中央区日本橋茅場町三丁目7番6号	03-3664-1051
東京中央支店	東京都中央区日本橋本町四丁目9番11号	03-3668-9361
横浜支店	神奈川県横浜市中区羽衣町三丁目76番3号	045-262-3361
千葉支店	千葉県千葉市中央区新町17番地13	043-246-8991
埼玉支店	埼玉県さいたま市大宮区宮町一丁目114番1号	048-644-4631
仙台支店	宮城県仙台市青葉区本町三丁目5番22号	022-263-4151
名古屋支店	愛知県名古屋市東区葵二丁目3番15号	052-933-3521
金沢支店	石川県金沢市此花町5番6号	076-262-7351
大阪支店	大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目5番13号	06-6282-9401
大阪本町支店	大阪府大阪市中央区南本町四丁目2番20号	06-6251-7131
和歌山支店	和歌山県和歌山市六番丁43番地	073-431-6141
広島支店	広島県広島市中区西平塚町1番7号	082-244-1531
高松支店	香川県高松市中野町29番2号	087-835-6170
福岡支店	福岡県福岡市中央区天神二丁目13番18号	092-724-7261
計18店		

3. 従業員の状況並びに外務員の登録状況

従業員の状況

	総計	男 女 別		営業部門に 属する職員	営業部門に 属さない職員
		男	女		
職員数(人)	536	429	107	344	192
平均年齢(歳)	35	37	28	33	38
平均勤続年数(年)	8年0ヶ月	8年10ヶ月	4年10ヶ月	7年5ヶ月	9年1ヶ月
登録外務員数(人)	409	367	42	343	66

(注) 登録外務員数総計の人数に役員9名は含まれておりません。

外務員の登録状況

期首 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末 登録外務員数
419名	41名	42名	418名

4. 委託者に関する事項

期首 委託者数	新規委託者数	期末 委託者数
3,723名	1,139名	3,753名

5. 苦情・紛争・訴訟に関する事項

当社では、苦情・紛争・訴訟に関しては全て調査部が対応しております。

委託者からの苦情や相談等の申し出があった場合は直ちに調査本部が詳細な調査を行い、当社の紛議処理規程および紛議処理要領に従って適切な処理を行っております。

調査部は東京(渋谷本社)と大阪(大阪分室)に設置しております。

東京調査部は、本店・渋谷支店・日本橋支店・東京中央支店・新宿支店・六本木支店・横浜支店・埼玉支店・千葉支店・仙台支店・名古屋支店を管轄し、大阪調査部は大阪支店・大阪本町支店・和歌山支店・金沢支店・広島支店・高松支店・福岡支店を管轄しております。

東京調査部および大阪調査部には『お客様相談係』を設け、調査係員が委託者からの苦情や相談等の申し出に対して敏速かつ適切な処理を行っております。

(a) 顧客等が提起したもの

	当該年度中の解決案件			当該年度中の未解決案件		
	苦情 相手の話し合いによる解決	紛争 紛争処理機関での解決	訴訟	苦情 相互に話し合い中	紛争 紛争処理機関で処理中	訴訟
当該年度中に新規に発生した案件の件数	89件	36件	2件	30件	4件	15件
前年度から継続している案件の件数	71件	29件	0件	11件	0件	11件
合計160件	65件	2件	22件	41件	4件	26件

- (注) 1. 苦情とは、受託等業務に関し、顧客等から当社に対して異議、不平、不満等が表明され、又は紛争処理機関に相互の話し合いによる解決の申出があったものをいう。
2. 紛争とは、受託等業務に関し、顧客等の異議、不平、不満等に起因する当社と顧客との主張の相違や対立が具体化し、顧客等から紛争処理機関にあっせん等の申出があったものをいう。
3. 紛争処理機関とは、日商協、商品取引所、主務大臣が指定する団体、消費者基本法又は弁護士法の規定によるあっせん機関等をいう。
4. 訴訟とは、裁判所に顧客等から提訴があったものをいう。
5. 一つの案件が苦情、紛争又は訴訟に重複して該当する場合には、最終時点の状態を記載している。例えば、苦情申出後に紛争に移行した場合には、苦情では記載せず紛争に記載し、苦情、紛争を経て訴訟に移行した場合は、苦情、紛争では記載せず訴訟で記載している。
6. (C) 表に記載する事案はこの表の件数には含まない。

(b) 当社が提起したもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	紛争	訴訟	紛争	訴訟
当該年度中に新規に発生した案件の件数 1件	0件	0件	0件	1件
前年度から継続している案件の件数 11件	0件	6件	0件	5件
合計12件	0件	6件	0件	6件

(注)(C)表に記載する事案はこの表の件数には含まない。

(C) 双方が提起したもの

	当該年度中の解決案件	当該年度中の未解決案件
	訴訟	訴訟
当該年度中に新規に発生した案件の件数 1件	0件	1件 (0件)
前年度から継続している案件の件数 23件	5件 (4件)	18件 (11件)
合計24件	5件 (4件)	19件 (11件)

(注) 双方が提起したものととは、同一の事案について顧客及び当社がそれぞれ相手方に対して訴訟(反訴を含む)を提起したものをいう。

* なお、()内は自社が先に訴訟を提起した件数を記載している。

(d) 値合金処理に関するもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	事務処理ミス	システム障害	事務処理ミス	システム障害
当該年度中に新規に発生した案件の件数	52件	0件	0件	0件
前年度から継続している案件の件数	0件	0件	0件	0件
合計52件	52件	0件	0件	0件

- (注) 1. 事務処理ミスとは、委託者の注文の執行において、過失により事務処理を誤ることをいう。
2. システム障害とは、電子情報処理組織の異常により、委託者の注文の執行を誤ることをいう。

6 . 財務比率

諸 項 目	比 率
(a) 純資産額規制比率 [純資産額 (*) / リスク額 (*) × 100]	1,407.3 %
(b) 純資産額資本金比率 [純資産額 (*) / 資本金額 × 100]	440.2 %
(c) 自己資本資本金比率 [自己資本 / 資本金額 × 100]	438.6 %
(d) 自己資本比率 [自己資本 / 総資産額 × 100]	19.9 %
(e) 修正自己資本比率 [自己資本 / 総資産額 (*) × 100]	31.9 %
(f) 負債比率 [負債合計額 / 純資産額 (*) × 100]	401.9 %
(g) 流動比率 [流動資産額 / 流動負債額 × 100]	116.5 %

(a)(*) 「純資産額」は、商品取引所法第 211 条第 4 項において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出し、「リスク額」は、同法第 211 条に基づく施行規則第 99 条により算出する。

(b)(*) 「純資産額」は、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出しているものをいう。

(e)(*) 「総資産額」は、委託者に係る(株)日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額とのいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除く。

(f)(*) 「純資産額」は、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出しているものをいう。

7. 受託業務管理規則

受託業務管理規則

(目的)

第1条 この規則は、商品取引所法その他関係法令・諸規則を遵守し、商品先物市場における取引の受託または委託の勧誘および委託者の保護育成をはかり、受託業務の適正な運営を確保することにより社会的信用の向上をはかるとともに、社内における管理体制の整備等について必要な事項を定めることを目的とする。

(管理体制)

第2条 当社は、本規則の実際的な運営にあたっては、調査本部を主体としてより能動的かつスピード感をもって対応するため、調査本部内において独自に管理組織を形成し、営業組織と完全分離のもと、健全に受託業務が行われるよう管理指導を行う。

2. 調査本部は、本規則に則り適正な受託業務が行われるよう東京本社および大阪支店に調査部および審査部を設け、東京本社に総括管理責任者、統括管理責任者を東京本社および大阪支店にブロック統括責任者をそれぞれ配置し、社内における連携体制をはかるとともに、東京本社および大阪支店の調査部および審査部は各々管轄する営業店の管理監督を行う。
3. 調査本部は、受託業務管理に関する相談窓口を設置し、広く顧客および委託者からの意見を聴取し円滑なる管理運営とサービスの向上に努めるものとする。
4. 営業本部の責任者は、本規則の円滑な運営のため、必要に応じ調査本部との連携をはかるものとする。

(総括管理責任者および統括管理責任者の設置)

第3条 当社は、受託業務に係る責任の所在の明確化をはかるため、総括管理責任者および統括管理責任者を置くものとする。

2. 総括管理責任者および統括管理責任者は次の者とする。

総括管理責任者は、調査本部長とする

統括管理責任者は、調査本部次席者とする

(総括管理責任者および統括管理責任者の職務)

第4条 総括管理責任者および統括管理責任者の職務は次のとおりとする。

総括管理責任者は、受託業務に係る総括管理および第5条に定める管理担当責任者の統括を行う

統括管理責任者は、総括管理責任者を補佐する

(管理組織)

第5条 当社は、受託業務の健全な遂行をはかるため、第2条第2項に基づく管理組織を調査本部において作成し管理監督を行う。

2. 当社の管理組織は、第3条に規定する総括管理責任者、統括管理責任者以下に、ブロック統括、管理ブロック、管理担当班を設置し、それぞれ次の者を配置する。

ブロック統括責任者は、調査本部の上席者とする

各管理ブロックには管理担当責任者および管理担当者を配置し、調査本部の係長以上の役職者とする

管理担当班は本店および支店に配置し、本店および支店の管理部門の責任者をもって受託業務の管理を行う。ただし、本店および支店の管理部門に係長以上の役職者が不在の場合には、当該各管理ブロックにおける管理担当責任者および管理担当者が兼務するものとする

(管理担当班の職務)

第6条 管理担当班の職務は次のとおりとする。

「顧客カード」の記載事項に関する精査による顧客の選別、ならびに勧誘の適否の決定

勧誘したすべての者について勧誘の状況等を記録させ、取引意思のない者に対して執拗な勧誘等が行われることのないよう十分に管理指導する

顧客管理のための「顧客カード」の整備

商品先物取引に必要な知識の啓蒙・普及ならびに顧客の理解度を向上させるために必要な措置

調査本部へ受託申請のための「取引口座開設申込書」の提出

委託者に対する情報サービス提供状況の掌握および適切な指導

調査本部よりの指示に基づく売買内容の管理および適切な措置

関係法令・諸規則等に係る遵守状況の監視ならびに不適正な事実を発見した場合の迅速適切な措置

委託者からの苦情、紛議に対する適切な対応

上記各号において重要と思われる事項を営業本部の責任者へ報告

(不適格者の参入防止)

第7条 当社は、次の各号に該当すると確認ができた者を不適格者と規定し、これらの者に対しては勧誘および受託は行わないこととする。

未成年者・成年被後見人・被保佐人・被補助人・精神障害者、知的障害者および認知障害の認められる者

「生活保護法」または「母子及び寡婦福祉法」による保護を受けている世帯に属する者

破産者で復権を得ない者

商品先物取引をするために借入れする者

元本欠損または元本を上回る損失が生ずる恐れのある取引をしたくない者

2. 当社は、次の各号に該当すると確認ができた者に対しては、原則として勧誘および受託は行わないこととする。

長期療養者

取引参加に関し客観的な困難が認められる身体障害者

恩給・年金・退職金・保険金等により主に生計をたてている者

(「主に生計をたてている者」とは、年金等の収入が収入全体の過半を占めている場合をいう)

一定の所得を有しない者

(「一定の所得」とは、年間500万円以上とする)

一定の高齢者

(「一定の高齢者」とは、年齢75歳以上の者とする)

投資可能金額を超える取引証拠金等を必要とする取引をしようとする者

その他商品先物取引を行うに適格性が欠けると当社が具体的な理由をもとに判断をした者

3. 前項各号のうち、第3号から第7号に該当する者について、原則として以下の要件等を満たし、総括管理責任者が審査の上承認している場合には、前項の規定にかかわらず勧誘および受託を行うことができる。なお、当該審査の結果については、審査日、最終審査者および適否の判断根拠等を含めた記録を作成し、取引終了後3年間保存するものとする。

前項第3号および第4号に該当する者については、顧客が申告した投資可能金額の裏付けとなる資産を有しており、それを証明するものがあることを例外要件とし、顧客本人の自書により、顧客自らが当社の原則として勧誘および受託をしない対象者に該当することを理解していることおよび例外要件を自ら満たすことについて確認している旨の書面による申告があること

前項第5号に該当する者については、顧客が直近3年以内の延べ90日以上、商品先物取引、海外商品先物取引、有価証券等指数先物取引、外国為替証拠金取引、オプション取引、株式信用取引のいずれかの経験があり、商品先物取引のしくみ、リスクその他の説明を受けた事項を的確かつ十分に理解していることを証明するものがあることを例外要件とし、顧客本人が自書により、顧客自らが当社の原則として勧誘および受託をしない対象者に該当することを理解していることおよび例外要件を自ら満たすことについて確認している旨の書面による申告があること

前項第6号に該当する者については、当初申告した投資可能金額を超える資金についての裏付けとなる資産を有し、それを証明するものがあることおよ

びその額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されていることを例外要件とし、顧客本人の自書により、顧客自らが当社の原則として勧誘および受託をしない対象者に該当することを理解していることおよび例外要件を自ら満たすことについて確認している旨の書面による申告があること

前項第7号に該当する者については、顧客本人から取引したい旨の具体的な理由を明記した申出書があること

4. 当社は、75歳未満の者であっても、70歳以上の高齢者については、商品先物取引のしくみ・リスク等を十分に理解していること、投資可能金額が老後の生活も考慮した額に設定されているか等について厳格に審査するものとする。
5. 当社は、取引中に委託者が第1項に該当することとなった場合には、速やかに取引の中止を要請するとともにその後の勧誘および受託を行わないものとし、第2項に該当することとなった場合には速やかに適格性の再審査を行いその取引継続の適否を判断するものとする。また、第1項および第2項に該当しない者であっても、適格性の審査において商品先物取引を行うに不相当と判断された場合には、勧誘および受託は行わないものとする。

(勧誘方針)

第8条 当社は、商品先物取引の勧誘を行うにあたっては、あらかじめ当該勧誘に関する方針を定め、これを公表するものとする。

2. 当社は、顧客に対して勧誘を行う際は、その者の知識、経験、財産の状況および受託契約を締結する目的に照らして不相当と認められる受託等業務を行わないものとする。
3. 当社は、顧客に対し、次の各号に該当する迷惑を覚えさせるような勧誘はしないこととする。ただし、顧客の具体的な指示または承諾がある場合はこの限りではない。

午後9時から翌午前9時までの間における電話または訪問による勧誘

顧客の意思に反した長時間に至る勧誘

顧客に対し、威迫し、困惑させ、または不安の念を生じさせるような勧誘

顧客が迷惑であると表明した時間、場所、方法による勧誘

(勧誘の際の告知と確認、再勧誘の禁止)

第9条 当社は、商品先物取引の勧誘に先立って、顧客に対し、自己の商号、氏名および商品先物取引の勧誘である旨を告げ、その勧誘を受ける意思の有無を確認する。

2. 勧誘に関して拒否を表明した顧客に対しては、再度勧誘をしてはならない。また、勧誘担当者は、勧誘を拒否した顧客の氏名、住所、電話番号等の個人情報を記載した書面を速やかに本社審査部へ提出し、当該部署においては当該拒否者の情報を社内に周知するとともに再勧誘を行うことのないよう措置するものとする。

3. 第1項の告知および意思確認等の内容については業務日誌等に記録し、取引があった委託者にかかるものについては取引終了後3年間保存するものとする。

(勧誘の際の説明と理解の確認)

第10条 当社は、商品先物取引の委託の勧誘に先立ち、受託契約準則、「商品先物取引・委託のガイド」等の関係書面を顧客に交付し、それらを用いて、それらの記述や図面について当該顧客が容易に理解できるよう留意しつつ説明を行うものとする。

2. 前項の説明を行った後、まず、「商品先物取引の説明及び理解に関する確認書」に記載されている内容の説明と理解の確認を行い、当該顧客がそれらについて理解された場合は自署・捺印を求めるものとする。

商品先物取引はその担保として預託する取引証拠金等の額に比べて過大な取引を行うものであること

預託した取引証拠金等の額以上の損失が発生する恐れがあること

3. 前項の自署・捺印を受けた後、「商品先物取引の説明及び理解に関する確認書」に記載されている内容の説明と理解の確認を行うものとする。

取引証拠金等の制度、種類およびその発生のおよび等に関する事項

委託手数料の額、委託手数料の制度およびその徴収の時期等に関する事項

商品取引員の禁止行為に関する事項

その他「商品先物取引・委託のガイド」に記載する、主務省令で定められた事項

4. 前項の説明と理解の確認ができた後、「商品先物取引の説明及び理解に関する確認書」の裏面に記載されている当社の勧誘方針・管理・保護措置を定めた内容の説明と理解の確認を行い、顧客がそれらについて理解された場合は「商品先物取引の説明及び理解に関する確認書」に自署・捺印を求めるものとする。

迷惑な仕方での勧誘の禁止

委託を行わない旨の意思表示をした顧客への再勧誘の禁止

商品先物取引未経験者の保護措置

適合性の原則を遵守した受託管理措置

その他委託者保護を目的とした保護措置

(適格性の審査)

第11条 当社は、不適格者の参入防止と適格性を満たす委託者の参入拡大をはかるため、適格性審査時においてあらかじめ営業担当者より「顧客カード」の提出を求め、また顧客からは「取引口座開設申込書」、「商品先物取引の説明及び理解に関する確認書」、「商品先物取引の説明及び理解に関する確認書」および当該顧客の本人確認書類の提出を求めるものとする。

2. 「顧客カード」は、営業担当者が次の事項について作成するものとする。
 - 氏名・性別・生年月日・年齢・住所・電話番号
 - 家族構成
 - 職業・勤務先名・役職・勤務先住所
 - 資産状況・投資可能金額・収入状況（年収）
 - 投資に関する経験の有無と程度
 - 取引の動機と目的（受託契約を締結する目的）
 - 本人確認法に基づく本人確認に関する事項
3. 「取引口座開設申込書」には、次の事項について顧客の記入を求めるものとする。

なお、投資可能金額の記入に際しては、それが損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されるべきことおよび損失が発生した場合はその額が減額されることを顧客に分かり易く説明した上で記入を求めるものとする。

 - 氏名・性別・生年月日・年齢・住所・電話番号
 - 家族構成
 - 職業・勤務先名・役職・勤務先住所
 - 資産状況・投資可能金額・収入状況（年収）
 - 投資に関する経験の有無と程度
 - 取引の動機と目的（受託契約を締結する目的）
 - 商品先物取引のしくみ、損失リスク等を理解した旨の証としての自署・捺印
4. 顧客の属性情報に変更があったときは、その都度修正更新し、常に最新の情報により顧客管理に努めるとともに当該情報を適正に管理するものとする。
5. 調査本部は、約諾書等の差し入れを受ける前に「顧客カード」、「取引口座開設申込書」、「商品先物取引の説明及び理解に関する確認書」及び「商品先物取引の説明及び理解に関する確認書」の提出を受け、直接委託者に連絡または面談し、「取引口座開設申込書」の内容、商品先物取引のしくみ、損失リスク、委託者保護を目的とした管理措置等に関する理解度について確認を行った上で審査し、勧誘および受託の可否を判断するものとする。
6. 審査の結果、不適格者と判断された場合には、直ちに勧誘を中止しなければならない。
7. 第5項の審査による調査本部の取引開始の承認があるまでは、約諾書の差し入れ、取引証拠金の預託または取引の注文を受けてはならないものとする。
8. 審査の結果については、審査日、最終審査者および可否の判断根拠（理由）等の記録を作成し、取引終了後3年間保存するものとする。

（顧客関係書類の整備）

第12条 当社は、次の第1号から第4号に掲げる書類については本社審査部で保管管理し、第5号および第6号については本社および大阪支店の審査部が各々管轄する営業

店の書類を保管管理し、その写しを本・支店にて備え付けるものとする。

顧客カード

取引口座開設申込書

商品先物取引の説明及び理解に関する確認書

商品先物取引の説明及び理解に関する確認書

本人確認記録

自書による申出書等

(未経験者の保護育成措置)

第13条 当社は、直近3年以内に延べ90日以上商品先物取引の経験のない新たな委託者を未経験者と規定し、その者からの受託にあたっては、委託者保護の徹底とその育成をはかるため、3ヶ月間の習熟期間を設け、第10条に規定する説明の理解を促し委託者の適合性の増幅をはかるものとする。

2. 習熟期間中は委託者の保護をはかるため、その受託範囲を建玉時に必要な証拠金の合計額が委託者の申告した投資可能金額の3分の1以下となる抑制措置を講ずるものとする。ただし、委託者が、自ら申告した投資可能金額の3分の1を超える取引を希望する場合については、当該委託者が商品先物取引に習熟しており、その習熟度を客観的に確認するものがあることを例外要件とし、当社が商品先物取引の未経験者を保護するために受託範囲を制限する抑制措置を設けていることおよび前述の例外要件を理解しているとともに、自ら例外要件を満たすことについて確認している旨の自書による書面での申告を受けていること、および総括管理責任者が審査を行いこれを承認したときに限り、未経験者の受託範囲の制限を超えて受託することができる。なお、その場合の受託数量は投資可能金額を上限とし、当該審査の結果については、審査日、最終審査者および適否の判断根拠等を含めた記録を作成し、取引終了後3年間保存するものとする。

3. 取引開始後3ヶ月を目安として「習熟度アンケート」を行い、習熟の確保が認められた場合、その内容を含め委託者に通知することとし、以後本条の規定から除外する。

(売買取引状況の管理)

第14条 調査本部は、委託者の建玉、損益、取引証拠金等の状況について法定帳簿等によって常時把握し、営業本部の責任者および管理担当責任者ならびに営業担当者に指導を行い、必要に応じて委託者に対し連絡または訪問により取引の実態を把握するものとする。

2. 営業本部の責任者は、調査本部からの指示に従い、その取引内容を精査の上、必要な措置を講ずるとともにその管理を行う。

(売買指示時における取引意思の確認)

第15条 当社は、委託者の売買指示時における取引意思の確認とその意思を執行したことの記録を明確にするものとする。

(取引期間中における不適格該当者への措置)

第16条 委託者が取引期間中に新たに不適格者および不適格者と同等に扱う可能性のある者に該当した場合は、調査本部は当該委託者について十分な精査を行った上、不適格者と認定した場合は、取引の速やかな処理を当該委託者に求めるものとする。

(不正資金の流入防止)

第17条 当社は、委託者の横領等による不正資金の流入を防止するため必要な管理措置を講ずるものとする。

- 2 . 公金出納取扱者、金融機関において他人の金銭・有価証券等を取扱っている者、企業の経理・財務担当者等自己の資産以外の金銭等を取扱っている委託者からの入金累計額が一定基準を超えることとなった場合には、資金の裏付を求める。(一定基準とは委託者から申告されている最新の流動資産とする。)
- 3 . 前項の証明書類の提出がない時は、追加の建玉を断るとともに調査本部が必要な措置を講ずる。
- 4 . 不正資金の流入防止のための調査に係る記録を作成し、これを保存する。
- 5 . 不正資金の流入があった場合には当該委託者に対して決済を要請し、速やかに精算する。

(入出金の管理)

第18条 当社は、本取引に係る顧客との間の現金による入出金について必要な管理措置を講ずるものとする。

- 2 . 当社が顧客との間で行う入出金手続きについては、原則として金融機関を介しての振込みとするが、来店または当該顧客の要望等特別な事情により現金の授受を行う場合は、統括管理責任者の承認を得るものとする。
- 3 . 外務員が顧客より取引証拠金等を現金で受領する場合には、あらかじめ金額を記載した当社発行の取引証拠金預り証の交付と同時に行うものとする。
- 4 . 外務員が次項で定める方法により現金の授受を行う場合には、当該外務員以外の役職者より顧客に対して、現金授受の事実に関する確認連絡を行うものとし、その内容を業務日誌等に記録するものとする。
- 5 . 外務員が顧客との間で現金の授受を行う場合には、原則として複数の外務員で行うものとするが、止むを得ず一人の外務員で対応する場合は、店長または管理担当班の承認を得るものとする。

(取引証拠金の額等に係る措置)

第19条 取引証拠金の額等を全ての上場商品につき、取引所が定める取引証拠金基準額と同額とする。なお、市況環境の状況等により当社が必要と判断した場合には、取引証拠金の額を一定額増加することがある。

2. 取引証拠金の額等に係る社内責任者は、管理本部責任者とする。管理本部責任者は、取引証拠金の額等に係る内容を社内に徹底するとともに、委託者に周知し、その記録を3年間保管する。

(委託手数料および委託手数料に係る消費税相当額の徴収時期)

第20条 当社は、委託者より受託した委託注文に対して、委託手数料および委託手数料に係る消費税相当額を徴収するものとし、その徴収時期については、これを反対売買または受渡しによる決済等を行ったときとする。

2. オプション取引の委託注文に対しては、委託手数料および委託手数料に係る消費税相当額を委託に係る取引が成立したときに徴収するものとする。
3. 委託手数料の額は、別途定めるものとする。
4. 経済情勢その他の事情の変動により、委託手数料の額を改訂する場合がある。
5. 委託手数料の額等が委託者の従来の権利を制限する、若しくは委託者に新たな義務を課すものであるときには、当社は速やかにその内容を書面をもって委託者に通知するものとする。
6. 委託手数料の額等に係る社内責任者は管理本部責任者とし、管理本部責任者は、委託手数料の額等に係る内容を社内に徹底するとともに、委託者に周知し、その記録を3年間保管するものとする。

(個人情報の保護)

第21条 当社は、個人情報の保護を図るため、個人情報の保護に関する法律および当社が別途定める個人情報保護方針ならびに個人情報保護規定に従い、顧客、委託者、役職員その他の個人情報の利用目的の特定、公表を行うとともに、これら個人情報の取得、安全管理、第三者への提供の制限等個人情報の保護に関して、必要な措置を講じるものとする。

(広告)

第22条 当社が行う広告、および宣伝に関しては、当社の「広告等に関する規程」に基づくものとする。

(違反者に対する懲戒)

第23条 調査本部が事実関係について精査、確認後、本規則における禁止、違反行為があったと認められた者に対しては、その行為に基づく懲罰の適用について、遅滞な

く常務会に諮問を行う。

2. 常務会は前項の規定により諮問を受けた当該社員について、その事実を鑑み、当社就業規則第44条に基づいた当該社員への制裁内容を決定する。
3. 調査本部は前項の規定により決定した制裁内容について、遅滞なく社内告知および日本商品先物取引協会に対して届出を行う。

(日本商品先物取引協会への届出)

第24条 本規則は日本商品先物取引協会へ届出るものとする。

(規程の改廃)

第25条 本規則の改廃は、調査本部において立案し、取締役会の決議を経て行う。

付 則

この改定は、平成20年1月4日より実施する。

本規則は、平成10年5月11日より実施する。

制 定 平成10年5月1日

改 定 平成11年4月1日

改 定 平成11年7月31日

改 定 平成12年4月1日

改 定 平成15年1月9日

改 定 平成15年5月8日

改 定 平成17年1月4日

改 定 平成17年5月1日

改 定 平成17年10月1日

改 定 平成19年9月30日

改 定 平成20年1月4日

2008年度版情報開示書類の一部訂正及び不足項目追加について

弊社が開示しております2008年度版開示資料につきまして、一部数字に間違いがありましたので、下記のとおり訂正するとともに、不足項目について追加させていただきます。

【訂正箇所】

記載ページ	項目	訂正前	訂正後
9ページ	6.財務比率 (b) 純資産額資本金比率 〔純資産額(*)/資本金額×100〕	440.2%	418.6%
	(f) 負債比率 〔負債合計額/純資産額(*)×100〕	401.9%	422.7%

6.財務比率

諸項目	比率
(a) 純資産額規制比率 〔純資産額(*)/リスク額(*)×100〕	1,407.3 %
(b) 純資産額資本金比率 〔純資産額(*)/資本金額×100〕	418.6 %
(c) 自己資本資本金比率 〔自己資本/資本金額×100〕	438.6 %
(d) 自己資本比率 〔自己資本/総資産額×100〕	19.9 %
(e) 修正自己資本比率 〔自己資本/総資産額(*)×100〕	31.9 %
(f) 負債比率 〔負債合計額/純資産額(*)×100〕	422.7 %
(g) 流動比率 〔流動資産額/流動負債額×100〕	116.5 %

【不足項目】

商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出する純資産額は、11,273,194千円であります。

以上

2008年度版情報開示書類の一部訂正について

弊社が開示しております2008年度版開示資料につきまして、一部数字に間違いがありましたので、下記のとおり訂正します。

【訂正箇所】

記載ページ	項 目				
5 ページ	表(a) 顧客等が提起したもの 当該年度に新規に発生した案件の件数	89件	→	<u>86件</u>	及びその合計 160件 → <u>157件</u>
	当該年度中の解決案件				
	苦情	36件	→	<u>34件</u>	及びその合計 65件 → <u>63件</u>
	訴訟	2件	→	<u>1件</u>	及びその合計 22件 → <u>21件</u>
	当該年度中の未解決案件				
7 ページ	表(d) 値合金処理に関するもの 当該年度に新規に発生した案件の件数	52件	→	<u>51件</u>	及びその合計 52件 → <u>51件</u>
	当該年度中の解決案件				
	苦情	30件	→	<u>32件</u>	及びその合計 41件 → <u>43件</u>
	紛争	4件	→	<u>3件</u>	及びその合計 4件 → <u>3件</u>
	訴訟	15件	→	<u>14件</u>	及びその合計 26件 → <u>25件</u>
	事務処理ミス	52件	→	<u>51件</u>	及びその合計 52件 → <u>51件</u>

(a) 顧客等が提起したもの

	当該年度中の解決案件			当該年度中の未解決案件		
	苦情 相手の話合いによる解決	紛争 紛争処理機関での解決	訴訟	苦情 相互に話合い中	紛争 紛争処理機関で処理中	訴訟
当該年度中に新規に発生した案件の件数	<u>86件</u>	2件	<u>1件</u>	<u>32件</u>	<u>3件</u>	<u>14件</u>
前年度から継続している案件の件数	71件	0件	20件	11件	0件	11件
合計	<u>157件</u>	2件	<u>21件</u>	<u>43件</u>	<u>3件</u>	<u>25件</u>

(d) 値合金処理に関するもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	事務処理ミス	システム障害	事務処理ミス	システム障害
当該年度中に新規に発生した案件の件数	<u>51件</u>	0件	0件	0件
前年度から継続している案件の件数	0件	0件	0件	0件
合計	<u>51件</u>	0件	0件	0件